景観形成基準チェックシート(建築物・工作物)

届出者	
行為の場所	
周辺景観の 特 性	

【鶴来今町通り】 (まちなみ景観形成基準)

【鶴来今町通り】 (まちなみ景観形成基準)					
一般の建築物の建築などを行う場合			物の建築などを行う場合	配慮・措置の内容	※適否
項目			まちなみ景観形成基準	11. 歴・担臣の行合	次
建築	建築物等に関する事項				
	位置		・建築物の外壁は、まちなみの調		
			和に配慮し、できるだけ通り沿		
			いに配置する。		
			・通りの通行者(歩・車)が近・		
	高さ		中・遠景となる山並みを連続し		
			て見渡せる高さとする。		
	形態	屋根	・勾配屋根とし、色彩は黒系を基		
	70.15		調とする。		
	意匠	色彩	・原色を避け、周辺のまちなみと		
	总匹	巴杉	の調和に配慮する。		
	材料		・まちなみと調和し、高質で自然		
	121 12	r	な感じが伝わるものとする。		
	門塀・	扫	・設置する場合は、周辺のまちな		
	11177	坦	みとの調和に配慮する。		
	記准	:	・屋外の設備機器は、道路からの		
	設備		見え方に配慮する。		
	その何	'ith	・車庫は、周辺のまちなみとの調		
	اره ۲۰	IF.	和に配慮する。		
土均	他利用に関う	する事項		-	
	駐車	4	・屋外駐車スペースは、道路から		
	河上 中勿		の見え方に配慮する。		
1444					

- 1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
- 2. ※欄は記入しないでください。

【鶴来今町通り】(まちなみ景観形成基準)

【鶴米学可通り】(よりなみ京観形成基準)					
	まちなみに調和した積極的な修景や、保存のための修理				
を行う場合				配慮・措置の内容	※適否
項目			まちなみ景観形成基準		
建	築物等に関っ	する事項			1
			・建築物の外壁は、まちなみの調		
			和に配慮し、できるだけ通り沿		
	位置	L	いに配置する。		
		•	・建物の新築・改築にあたっては、		
			道路境界から 1.0m程度後退し		
			て建てる。		
			・通りの通行者(歩・車)が近・		
	高さ		中・遠景となる山並みを連続し		
			て見渡せる高さとする。		
	形態	屋根	・切妻平入り、黒瓦葺きを原則と		
	ルクル		する。		
	意匠	色彩	・原色を避け、周辺のまちなみと		
	心区		の調和に配慮する。		
	材料		・建物の外壁は、板垣、土壁、漆		
	\k1 \l		喰等伝統的素材を用いる。		
	門塀・	扫	・設置する場合は、板塀、生垣と		
	1 1777	<u>75</u>	する。		
			・屋外の設備機器は、通りから見		
	設備	İ	える位置に設置しない。やむを		
			得ない場合は、覆いを設ける。		
	その他		・車庫は、木製戸またはこれに類		
			するものとする。		
土地利用に関する事項					
	駐車場		・屋外駐車スペースは、沿道から		
			見えないよう、垣、柵、生垣等		
			により遮断する。		

- 1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
- 2. ※欄は記入しないでください。

【鶴来今町通り】 (景観法に基づかないその他の基準)

項目	その他の基準	配慮・措置の内容	※適否
建築物等に関する事項			
建物用途	次に掲げる建築物等を建築して 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項各号に定めるキャバレー等、付し、クラブ等、低照度の飲食店等、他の店舗な飲食店等である。 はちんことが困難な飲食店等である。 はちんことがでし、待合、料理店、カフエーを除く)、ぱちんこ屋等、スロットである。 はちんこれらに類するもの。 2) 同法第2条第6項に定める「店舗型性風俗特殊営業」の店舗等(俗称「ラブホテル」等)。	てはならない。	
E. A	3) 建築基準法別表第 2(ほ)項 第2号に規定する勝馬投票券 販売所、場外車券売場、その他 これに類するもの。 ・ 設置する場合は、建築物の 外観、色彩及び周囲のまちなみ との調和に配慮し、かつ、一個所 にまとめる。特に、個人の営利 を重視し、まちなみの見通し や連続性を著しく妨げたり、 歩行に支障を来すおそれのある ものは設置しない。		
屋外 広告物等	 建築物の屋上には屋外広告物を設置しない。 時間の経過とともに劣化や退化することなく、味わいが増すよう、できるだけ自然の素材を利用する。 屋外駐車場の案内・サインは1㎡以内とする。 		
設備	● 自動販売機は、通りから直接 見通し難いよう、覆いを設ける などの工夫で周辺との調和に 配慮する。		

- 1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
- 2. ※欄は記入しないでください。

【鶴来今町通り】 (景観法に基づかないその他の基準)

項目		その他の基準	配慮・措置の内容	※適否
土地	土地利用に関する事項			
	空き地・空き家 の処置	• 都合により当該建築物または 敷地を空き家または空き地と する場合、事前(概ね3か月) に景観まちづくり協議会※に 届け出、必要に応じて今後の 活用方策等の協議を行う。		
その	他			
	半公共空間 (沿道空間) の維持管理	 半公共空間には、できるだけ、 屋外アートを配置するように 努める。 自宅または自事業所等前の街路 灯・ストリートファニチャー (街具)は、できる範囲で清掃し、 破損等の異常事態を発見した 場合は、至急、景観まちづくり 		
		協議会に報告する。 ● 自宅または自事業所前の沿道空間は、清掃を怠らず、ゴミや汚物等の放置をしない。		
		自宅または自事業所等が有する 沿道の植栽は、ゴミの放置、枯葉 などのないよう、まちなみ修景 に最小限の手入れを行う。		
	賑わいづくり	 景観まちづくり協議会が主催するまちづくりイベントには、積極的に参加、協力する。 個人の利益のため、近隣に不快感を与えるような営業活動等は行わない。 		

※ 景観まちづくり協議会 :まちなみ形成に取り組む住民組織 (鶴来今町通り地区)

- 1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
- 2. ※欄は記入しないでください。